

# 福祉医療費の有効期間は6月中

## 必ず更新手続きをしてください

市では、重度心身障害児者および母子家庭児童等に對して、医療費の一部助成を行っているが、現在お使いの「福祉医療費受給者証」は6月30日で有効期間が切れます。

別表1の限度額を超えない該当者は、更新手続きをお済ませください。

(1)健康保険証  
(2)印鑑  
(3)所得証明書(昭和54年12月31日以前から向日市に住んでいる方は不要。ただし、55年1月1日以降に転入してこられた方は、前住所の市町村の証明範囲が、7月1日から、拡大)

別表1) 福祉医療費所得限度額

扶養人数	重度心身障害児者分		母子家庭児童分
	受給者本人の所得	配偶者・扶養義務者の所得	対象児童の養育者本人の所得
0人	1,014,000円	5,733,000円	5,733,000円
1人	1,364,000円	5,982,000円	5,982,000円
2人	1,654,000円	6,195,000円	6,195,000円
3人	1,944,000円	6,408,000円	6,408,000円
4人	2,234,000円	6,621,000円	6,621,000円
5人	2,524,000円	6,834,000円	6,834,000円

別表2) 老人医療費所得限度額

扶養親族数	受給者本人の所得	受給者が扶養されている場合、その配偶者または扶養義務者の所得
0人	1,014,000円	5,733,000円
1人	1,364,000円	5,982,000円
2人	1,654,000円	6,195,000円
3人	1,944,000円	6,408,000円
4人	2,234,000円	6,621,000円
5人	2,524,000円	6,834,000円

(4)身体障害者手帳(重度心身障害児者分のみ)  
なお、外国籍の方は外国人登録手帳が必要  
(5)福祉医療費受給者証の更新日時  
6月28日(土)・29日(日) 30日(月) 午前10時～午後4時  
更新場所  
土曜日午後・日曜日市役所支庁ロビー  
その他の日社会福祉課  
福祉医療費の支給範囲が拡大  
また、福祉医療費の支給範囲が、7月1日から、拡大

現在お使いの「老人医療費受給者証」は、6月30日有効期間が切れます。該当者は、新しい受給者証をお届けしますので、7月1日からは新しい受給者証で診療を受けてください。

なお、受給中の方も必ず新しい受給者証を健康保険証といっしょに医院等の窓口へご提出ください。

古い受給者証は郵送でも結構ですから、必ずお返しください。

また、満70歳以上の受給者証をお持ちでない方で別表1の所得限度額を超えていない方は、健康保険証と印鑑を持参のうえ、社会福祉課へ申請してください。

ただし、社会保険被保険者(保険で10割医療費給付が受けられる方)は申請できません。

▼お問い合わせ  
社会福祉課老人福祉係  
内線 二九六

### くらしの情報

ハムとソーセージはどが違つか教えてください。

ハムという言葉は、豚のモモ肉からきており、一般にハムと呼べるのは豚肉からできています。

ハムには、ロースハム・ボンレスハム・プレスハムなどがありますが、プレスハムは豚肉に家兎肉、マトンや魚肉などを混ぜた日本独特のもので、ソーセージは主に、豚肉をひき肉にして、他の畜肉や魚肉を混ぜたものです。

ソーセージには、ウインナー・フランクフルト

ト(水分が多いもの)やサラミ(水分の少ないドライなもの)などがあります。また、ハム・ソーセージには、発色剤、保存料、結着剤、酸化防止剤着色料等の食品添加物が多く使われています。

最近、発色剤が問題とされているのは、発色剤の中の亜硝酸塩が肉中のニトロアミンと反応して、ニトロソアミンという発がん性の物質を作るといわれているからです。亜硝酸塩は、特にボツリヌス菌などの中毒細菌の発育を阻止する効果のために用いられています。ですから、発色剤を使用していないハム・ソーセージの取り扱いには注意し、食用に際しては、加熱した方がよいでしょう。

**子宮ガン検診の申込み期間が変更**

子宮ガン検診の申込み期間が変更です。

今まで、毎年、秋から冬にかけて行っていました「子宮ガン検診」を、今年度から7月1日から2月15日までの期間に変更します。

これに伴い、申込み日は毎月1日となります。

子宮ガンは、早期発見すれば百分治ります。しかし、自覚症状があつてからでは手遅れです。特に近年は自覚症状がなく、受診する機会も

少ないため、死亡率が非常に高くなっています。

また、初めて受診する人のガン発生率は、毎年4倍にのぼっています。この機会を、毎年受診を決めて一年に一回は必ず受診するようにしましょう。

▼申込み方法  
申込み日 7月1日(1月は12日) 午前9時～正午 午後1時～4時(土曜日は午前中のみ)

▼お問い合わせ  
内線 三三二

### 老人医療費受給者証

#### 6月中で有効期間が切れます

現在お使いの「老人医療費受給者証」は、6月30日有効期間が切れます。該当者は、新しい受給者証をお届けしますので、7月1日からは新しい受給者証で診療を受けてください。

なお、受給中の方も必ず新しい受給者証を健康保険証といっしょに医院等の窓口へご提出ください。

古い受給者証は郵送でも結構ですから、必ずお返しください。

また、満70歳以上の受給者証をお持ちでない方で別表1の所得限度額を超えていない方は、健康保険証と印鑑を持参のうえ、社会福祉課へ申請してください。

ただし、社会保険被保険者(保険で10割医療費給付が受けられる方)は申請できません。

▼お問い合わせ  
社会福祉課老人福祉係  
内線 二九六

**ご協力ください**

**少年を非行から守る府民運動**

7月1日から31日までの一か月間、少年を非行から守る府民運動が展開されます。

この運動は、昨年の「国際児童年」行事の一環として、全国的な規模でスタートしたもので、今年はその二回目です。

近年、少年の非行が急激に増加し、悪質化・低年齢化するなど、憂慮される状況にあるため、この問題を国民共通の課題として受け止め、地域活動を盛り上げることに、少年の非行防止および少年の健全育成を図っていくこととされています。

少年補導委員会、警察では、教育委員会などの行政、育友会や子ども会などの関係団体の協力を得、地域ぐるみで展開していくこととしています。

この運動の効果をあげるため、市民のみならずご協力を願います。

▼今年の重点目標  
◆市民の非行防止意識の高揚  
◆生徒非行の防止  
◆少年をめぐる有害環境の浄化

**ご利用ください**

「高等学校奨学金等」

京都府では、昨年度から経済的に困っておられる家庭の子に「高等学校奨学金等」を支給しています。

ことしも、次のとおり実施します。

▼支給対象者 京都府下に

お住まいで、市民税が非課税世帯の子で、かつ、次のうちの1に該当する世帯の子  
(1)母子家庭  
(2)父子家庭  
(3)児童世帯(父のいない20歳未満の児童で構成する世帯または児童およびその児童を扶養する者で構成する世帯)

▼申請方法 申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、6月30日までに提出してください。

▼申請先・お問い合わせ  
社会福祉課社会係  
内線 二六八

**公園散歩**

わたしたちの生活に、ゆとりとやすらぎを与えてくれる公園。それは、公園。

物集女町の南端、府道標高高槻線の西側にある小高い丘が、今回紹介する車塚緑地です。

面積二千平方メートルが繁り、アスファルト道に整備されたものです。この古墳は物集女町から向日町に沿っての丘陵にある古墳群の一つで六世紀前半の豪族のもので、車塚緑地は、カイズカイブキの生垣に囲まれ、山ザクラ・アオギリ・ノムラモミ・モミの木々

**車塚緑地**

のこちんまりした路に面した付近の住宅街この緑地は、全長に潤いと安らぎを与えて四十五メートル、幅は二十八メートル、前方部幅は三十八メートルの味豊かなすべり台として小型の古墳を中心子どもたちの歓声がきかれます。

昭和五十一年

**7月1日から向陽プールを開放**

向陽プール(向陽小学校内)を7月1日から、一般の方に開放します。どうぞご利用ください。

▶開放時間 7月1日(火)～9月7日(日)  
▶開放時間 平日・土曜日…午後3時～6時  
日曜日…午前9時～午後6時

▶入場料 子ども(小学生以下)は100円  
大人(中学生以上)は200円  
平日・土曜日・日曜日とも同額

▶お問い合わせ 向日市社会体育振興会事務局(教育委員会内) 電話931-1181

※なお、幼児(3歳以下)は無料ですが、必ず保護者同伴(付添は有料)でお越しください。

**国と郷土を考える**

10月1日は何の日でしょうか?

赤い羽根共同募金の始まる日・法の日・新幹線の開業記念日

それに、大事なことがもうひとつ、ことしは5年に一度の「国勢調査」の日です。

国勢調査は、ことしで13回目を迎えました。大正9年の第1回以来、ずっと10月1日に行われてきました。この大規模な調査を実施するにあたって、1年10日、ことしは1日多いですが、10月1日を選んだ理由は、なんだったのでしょうか。

気候のよい秋だからいいえ、違います。その辺の事情については、大正9年の第1回調査の報告書を見てください。まず、年末・年始です。この時期は「取引の決算、年賀の風習がある」ため、地域によっては「積雪が深く不適当」。調査の日として「最もさわしい日」ということ、また、夏は「炎熱が激しい」ので、という理由です。

いざにしろ、大正9年以降13回、毎年10月1日に行われてきたという事は、やはり、わたしたち国民の暮らしのリズムからいっても、国勢調査の日として「最もさわしい日」ということ、また、夏は「炎熱が激しい」ので、という理由です。

**なぜ「10月1日」なのか**

10月1日を選んだ理由は、なんだったのでしょうか。気候のよい秋だからいいえ、違います。その辺の事情については、大正9年の第1回調査の報告書を見てください。まず、年末・年始です。この時期は「取引の決算、年賀の風習がある」ため、地域によっては「積雪が深く不適当」。調査の日として「最もさわしい日」ということ、また、夏は「炎熱が激しい」ので、という理由です。